

危機管理マニュアル

《組織体制について》

1.	目 的	…	1	(-93-)
2.	危機の定義及び想定される事例	…	1	(-93-)
3.	平常時の危機管理	…	2	(-94-)
4.	危機事象が発生し又は発生する恐れがある場合の体制	…	3	(-95-)
5.	(参考様式) 教育委員会 被害状況等報告書	…	5	(-97-)
6.	(参考様式) 教育委員会 被害状況等報告書 (総括用)	…	6	(-98-)

平成23年8月1日

塩竈市 教育委員会

1. 目的

教育委員会所属機関（以下、「所属機関」という。）において、危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合に、速やかな初動体制を確立し、実効ある対策を円滑に実施するため、塩竈市教育委員会危機管理マニュアルを策定する。本マニュアルは、想定される危機の事例、担当窓口、連絡体制、初動体制等の基本的な取組を示すものとし、所属機関が、個別に詳細なマニュアルを作成する際の指針として取り扱うものとする。

2. 危機の定義及び想定される事例

2-1 危機の定義

本マニュアルにおける危機とは、次の(1)及び(2)に該当する事態をいう。

- (1)市民の生命、身体、財産に被害又は損失のおそれのある不測の事件・事故
- (2)円滑な教育行政運営に支障を生じるおそれのある事件・事故

2-2 想定される危機の事例

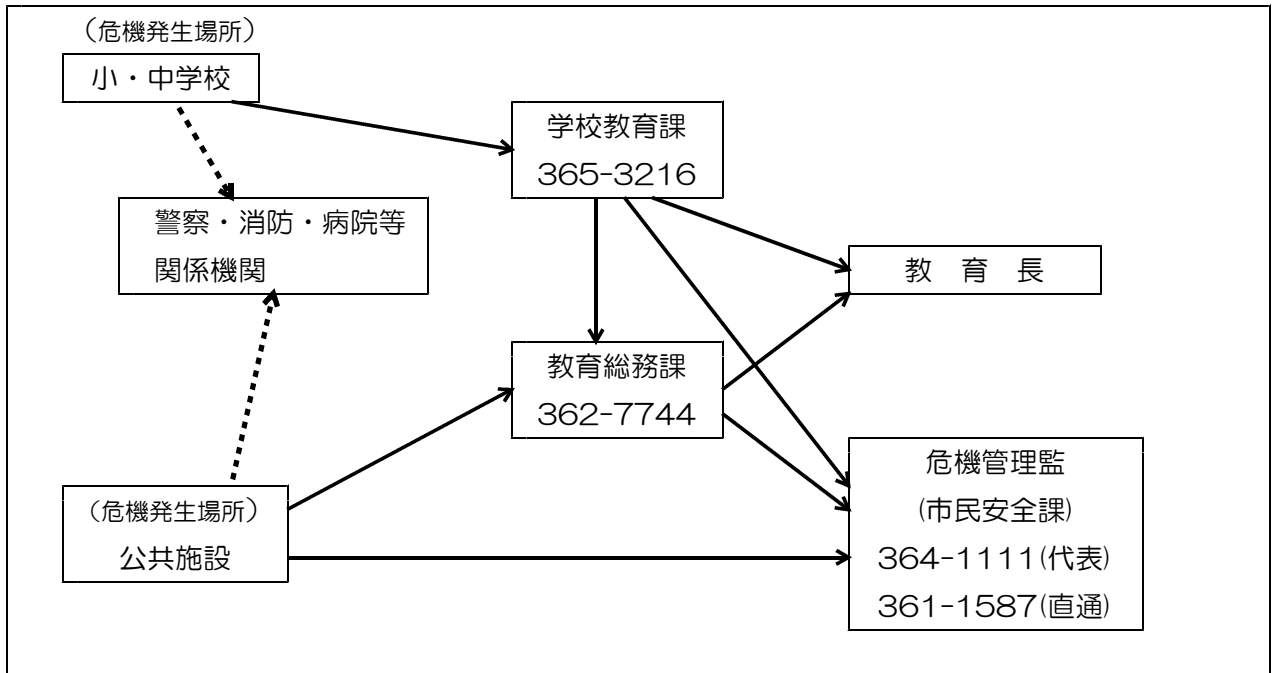
区分	想定される危機の事例
自然災害	地震・津波、大雨・洪水・雷
重大な事件・事故、 火災	(教育委員会内共通) 教育委員会施設・庁舎における重大な事件・事故、火災 主催イベント開催中、工事期間中における重大な事件・事故 不審者被害 (学校関係) 学校内及び校外活動中・登下校中の重大な事件・事故
重大な環境被害	感染症、伝染病、食中毒、健康被害、特定動物・衛生害虫による被害
その他	教育委員会あて不審郵便物による危害、テロの発生、不審集団等の活動の活発化、情報システムへの脅威（個人情報的大量流出も含む）

3. 平常時の危機管理

3-1 情報伝達・連絡体制の整備

- ① 所属機関は、それぞれの危機事象について、平常時から関係機関との連絡体制を確立しておくものとする。また、それぞれの危機事象について、あらかじめ担当職員を定めておくものとする。
- ② 所属機関は、収集した情報を夜間・休日も含め、担当職員から所属長へ、さらには、状況に応じ、関係機関へ伝達できるような緊急時の連絡体制表を作成し、教育委員会総務課に提出するものとする。なお、小中学校の連絡体制表については、学校教育課においてとりまとめるものとする。

危機情報の連絡フロー図



3-2 危機管理意識の高揚

- ① 所属機関においては、危機管理マニュアルの実効性を高めていくため、危機事象ごとに事例研究等を随時実施する。
- ② 小中学校においては、児童生徒及び地域を含めた啓発を随時実施する。

3-3 安全点検、避難訓練等の実施と体制の点検

- ① 所属機関においては、日常的に施設内の安全点検（不審者、不審物確認等を含む）を行なう。警報機器（非常警報装置、火災報知器、ガス漏れ感知器等）については、機器の周辺に感知を妨げるような遮蔽物等を置かない等、適正に管理する。消火設備、防火扉（シャッター）、非常口（灯）等については、消防署の指導に基づき適正に管理する。
- ② 所属機関においては、定期的に避難訓練及び危機管理マニュアルの運用訓練を実施し、危機対応力の向上を図るよう努めるものとする。また、具体的な危機事象を想定した意思決定や連絡体制、避難誘導體制を整備し、また複数の避難経路を確保する。

4. 危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合の体制

4-1 初動体制の確立と職員の参集体制

区分	内容	職員の参集体制
注意体制	危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合、危機事象の所属機関（以下、「所属機関」という。）で注意体制をとり、情報収集や危機への対処を行う。	所属機関の職員
警戒体制	警戒配備体制 <ul style="list-style-type: none"> ・市域で震度4の地震が観測されたとき ・県内に津波注意報が発表されたとき 	教育長、教育部長、 教育総務課長、総務係長 学校教育課長、学校教育係長 生涯学習課長、 市民交流センター館長 各学校校長
非常体制	第1号非常配備体制 <ul style="list-style-type: none"> ・市域で震度5弱の地震が観測されたとき ・県内に津波警報が発表されたとき ・市域に大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想され、又は被害が発生したとき 	警戒配備体制職員に加え 教育総務課 2名 学校教育課 1名 生涯学習課(生涯学習センター館長、学習支援係長) 2名 市民交流センター(企画係長) 1名 各学校 職員 1名 <u>(避難所開設担当職員)</u>
	第2号非常配備体制 <ul style="list-style-type: none"> ・市域で震度5強の地震が観測されたとき ・県内に大津波警報が発表されたとき ・市域に大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模にわたる災害の発生が予想され、又は被害が発生したとき 	第1号非常配備体制職員に加え 教育総務課 1名 学校教育課 1名 生涯学習課 3名 市民交流センター 1名 各学校、学校周辺職員
	第3号非常配備体制 <ul style="list-style-type: none"> ・市の全域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・2号配備体制で対処できないと認めたとき 	全職員

※ 生涯学習センターについては、塩竈市防災対策本部運営要綱に規定はないが、施設管理上、震度4以上で上記のとおり参集体制をとる。

4-2 災対教育部設置時における所属機関等の事務分掌

	内容	備考
教育長 及び教育部長	(災害対策本部員) 教育委員会所掌事項に関する災害及び被害状況、応急活動及び措置内容、今後の対策等の総括及び本部報告等	
教育総務課	1.教育委員会内職員の参集状況の集約に関する事 2.教育委員会内職員の配備に関する事 3.教育委員会所管施設における被害状況の集約に関する事 4.教育委員会内の応急対策実施状況の集約に関する事 5.教育委員会所管施設における避難状況の集約に関する事 6.教育委員会内各班の連絡調整に関する事 7.災害対策本部との連絡調整に関する事 8.各教育委員会所管業務に関する情報・災害記録の収集及び整理に関する事 9.災害時における学校保健及び学校給食対策に関する事 10.他の災対部所管業務に関する応援職員の受入れに関する事 11.教育委員会内他課に属さない事項に関する事 12.被災教育施設の復旧対策に関する事	本部連絡室員 1名派遣
学校教育課	1.災害時における学校教育施設対策に関する事 2.教材に確保に関する事 3.学校教育対策に関する事 4.災害時における児童生徒の避難対策に関する事 5.児童生徒・教職員の安否確認、罹災状況の把握に関する事	
生涯学習課	1.災害時における社会教育施設対策に関する事 2.災害時における文化財対策に関する事	
	1.災害時における生涯スポーツ施設の対策に関する事	
各生涯学習施設 各小中学校	1.災害時における各自の施設管理に関する事 2.他課等への応援に関する事	
全課共通	1.職員の招集に関する事 2.職員の参集状況の報告に関する事 3.職員のみ災状況の把握に関する事 4.関係機関との連絡調整及びその報告に関する事 5.災害対策本部、他部及び他課の応援に関する事	

5. (参考様式) 教育委員会 被害状況等報告書

(各施設 ⇒ 教育委員会 教育総務課・学校教育課への報告様式)

施設名	
報告者	
報告時間	

火災発生の有無	有 無
有りの場合	発生場所 火災規模 対応状況

死傷者の有無	有 無
有りの場合	死者 名、重症 名、軽症 名、 死傷者計 名 発生場所 対応状況

建物被害の有無	有 無
有りの場合	建物の崩壊などの被害：屋根、外壁、内壁、天井、床、窓、ドア、階段 ベランダ、エレベーター、エスカレータ、手すり 施設内の各室内被害：蛍光灯他落下物 ：書架、ロッカー、戸棚等の転倒 ： 施設周辺被害：校庭、塀、駐車場、
ライフライン被害	水道 下水道 電気 ガス 電話 他
その他の被害	浸水被害等

6. (参考様式) 教育委員会 被害状況等報告書(総括用)

(教育委員会 教育総務課・学校教育課におけるとりまとめ様式)

(小中学校)

施設名	避難完了時間 (避難者概数)	火災状況	死傷者	建物被害	ライフライン被害	その他
一小						
二小						
三小						
月見小						
杉小						
玉小						
浦二小						
一中						
二中						
三中						
玉中						
浦中						

避難完了時間については、生徒児童・職員等が避難を行なった場合のみ報告する(避難者数については、概数報告のみで可)。

(その他社会教育施設)

施設名	避難完了時間 (避難者概数)	火災状況	死傷者	建物被害	ライフライン被害	その他
本町分室						
公民館						
エスパ						
交流センター						
図書館						
体育館						
プール						

避難完了時間については、施設利用者・職員等が避難を行なった場合のみ報告(避難者数については、概数報告のみで可)。

(状況に応じて被害調査を行う必要のあるもの)

所管	施設等	被害状況
生涯学習課	文化財	
生涯スポーツ課	屋外体育施設(月見が丘G、新浜G、二又、清水沢G、中の島テニス等)	